

令和4年9月8日 生活環境委員会 議事録  
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 日域 究

副委員長 和田 芳弘

委員 賀屋 幸治、藤川 和弘、原田 孝徳、北地 範久、細川 雅子、  
寺岡 公章

○欠席委員 なし

○日域委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思ひます。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○日域委員長 ありがとうございます。

議事に入る前に、委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員の皆様には、委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をお願いを申し上げますとともに、限られた時間の中ですので再質問等の必要がないよう、執行部の皆様にも簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

また、答弁をされる場合は委員長が職名の指名をいたしますが、職名の指名がなかった場合は、課名と職名、氏名を名乗ってから答弁していただきたいと思ひます。また、発言される際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思ひます。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

部長。

○中村市民生活部長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案第38号につきまして、若干の補足説明をさせていただきますと思ひます。

詳しくは担当のほうからさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○日域委員長 課長。

○岡崎市民税務課長 市民税務課長の岡崎です。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから、議案第38号大竹市税条例等の一部改正についての補足説明を

させていただきます。

まずは、個人市民税に関する改正についてです。

最初に、住宅ローン控除の見直しについてです。この住宅ローン控除は、所得税から控除し切れなかった額について、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されるものです。改正により、この控除限度額は9万7,500円となり、対象者や控除率等の要件も見直されております。

次に、上場株式等の配当所得等に対する個人の市民税の課税についてです。現行法においては、上場株式等の配当所得等については、申告不要方式、総合課税方式、申告分離課税方式の3つの課税方式があります。納税義務者は、所得税の確定申告や個人市民税の申告を行う際、3つの課税方式からそれぞれの税の申告に、異なる課税方式を選択することができます。例えば、所得税では総合課税を選択して所得税の還付を受け、個人市民税では申告不要を選択し、各種保険料や医療機関での自己負担割合を低くする節税対策等が可能でした。しかし、株式や投資信託で得た所得にかかる金融所得課税は所得税と住民税を一体として設計されており、公平性の観点から、改正により税目ごとに自己に有利な課税方式を選択することは認められなくなり、個人市民税の申告の有無にかかわらず、所得税の確定申告で選択した課税方式は、個人市民税にも同様の課税方式を選択したとみなされることとなります。

次に、給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書についてです。退職所得については所得税と個人市民税では合計所得金額の取り扱いが異なっております。そのため、個人市民税において配偶者控除の対象から漏れることを防ぐため、改正により、年末調整の扶養控除申告書に退職所得等があった、生計を同一とする配偶者等の氏名が記載できることとなります。

最後ですが、固定資産税に関する改正についてです。固定資産税課税台帳の閲覧や記載事項の証明書の交付の際、ドメスティック・バイオレンス被害者等の住所が漏れることがないように、本来の住所に代えて記載する住所に代わる事項には、登記所から通知されたドメスティック・バイオレンス被害者等の親族、知人、支援団体の住所等を記載することとなります。

以上で、補足説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○日域委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

本件に関し、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

細川委員。

○細川委員 おはようございます。

通告させていただいておりますので、それに基づいて質疑させていただきます。

今一番最後に御説明いただいた、固定資産税に関する改正点についてです。

せっかく補足説明していただいたのに、ちょっとこちらの知識不足でよく理解できなかったんですけども、住所に代わる事項を入れるってことなんですけど、これ、例えば具

体的にはこういうことを入れるみたいに決まっているのかどうかを教えてください。これは流れというか、どっか1カ所に私はDVの被害者ですみたいな申し出をすれば、その後、全て戸籍とか住民票とか、ああいったのにも今反映されてるんでしょうか。何が、今まではどうで今度どう変わるのか辺りまで、ちょっと説明いただければありがたいです。お願いします。

○日域委員長 係長。

○小野市民税務課課長補佐兼固定資産税係長 市民税務課の固定資産税係長の小野です。

先ほどの細川議員の御質問なんですが、基本的には住所に代わる事項というのは想定、先ほど課長の補足説明でもありましたように、DV被害者等の親族や知人とか、またはそのDVの被害者の方の支援団体の住所が想定されてるので、そのケースにもよると思うので、一概にはかちっとこれってもう決まったものではないと思います。この制度っていうのがもともとこれまでも、基本的には住民票とか戸籍を想定した制度であったの御存じかと思えますけど、その頃の時代っていうのは、市のほうに支援措置申出書という申し出を市の戸籍担当部署に出した場合に、そういった登録があるよっていう情報が、固定資産税なんかでも証明を出す、証明とか課税台帳の写しなんかを交付するときに警告メッセージが出まして、それで把握して、今までは住所が載ってる書類というのは出さないようにしてたんです。外部に漏れてはいけませんから。それがこのたびの税制改正で、まず、この4月からその住所を隠した、本市の場合はアスタリスクとかで米印を打って隠したりして交付している。今までは出せなかったんですけど、そういうところを隠して出すことは可能になってるんですけど、今回その直接の市税条例の改正部分というのは、法務局というか登記所が絡んでまして、不動産登記法の改正によって、法務局のほうにもその被害者の方が届け出て、それでこの、普通登記っていうのは外部の方に知らしめるための制度なので、逆にそれが、普通は公表するべき情報だと思うんですけど、それをあえて住所に代わる事項を申し出ることによって、それが税の通知として登記所から来ることによって、代わりの支援団体の住所とかの事項を載せる法改正というのが今回の市税条例の改正です。そうなりますと、法務局、不動産登記法の施行日が2年後なので、まだその住所に代わる事項というのが実際に通知として来るのは2年後と想定されてますので、たちまち住所を隠しての対応というところになろうかと思えます。

以上でございます。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 一応確認させてください。

そしたら今はアスタリスクで出してるけども、今後は、本人が法務局のほうにこの住所で出してくださいという申し出があったらそれが反映されるっていうことになるんでしょうか。それは間違いないかどうかお願いします。

○日域委員長 係長。

○小野市民税務課課長補佐兼固定資産税係長 そういう理解で大丈夫だと思います。

以上です。

○日域委員長 いいですか。

通告を受けた質疑は以上となります。

通告は受けておりませんが、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第39号大竹市水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において、補足説明があればお願いいたします。

局長。

○古賀上下水道局長 補足説明はございません。よろしく御審議お願いいたします。

○日域委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。

本件に関し、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。挙手をお願いします。

北地委員。

○北地委員 よろしく申し上げます。

確認というような質問になろうかと思しますので、よろしくお願いいたします。

今回の改正の目的が、将来の財源を確保するというのが大きな目的でしょうけども、その中で制度も改正していくということで、一般と業務用を一本化するというような改正も入っているということで、それも大きな目的とはなっているように聞いておりますけども、一般用と業務用が今混同しているというようなちょっとお話も聞いてるんですけど。上下水道局としてもこの解消に向けてこの料金を一本化したいということであったように聞いてたと思うんですけども。上下水道局としてはこの前の協議会の質問で、あまり把握していないと、この混同状況は把握していないということだったんですけども、この一般と業務用が混同していることに対して上下水道局のほうの認識というのはどのようなものかちょっとお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 一般用と業務用の用途の混同についてという御質問だったかと

思います。

用途につきましては、使用の開始のときに使用開始者から申請が上がってきまして、その時点で確認をしておるということになるわけなんですけども、その後、途中で用途が変わった場合につきましては、本人から一応申し出てくださいということでない、なかなかちょっと把握ができないという状況でございます。市広報等では毎年その用途の変更につきましては周知をしておるわけなんですけども、なかなか全てを把握するというのが、現実としましてはちょっと難しいという状況にはなっていないかと思えます。

以上です。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 なかなか申請主義ということの中で、上下水道局としてはこれは把握するにはなかなか難しいんだろーと思えますけども、これを解消するのも1つの目的ありますよね、今回の改正には。そういったことの中で、それを今後なくすということで、個別調査をしたり、区分の明確化をするというのも結構これは難しい話になるかと思うんです、私個人としては。その難しいことを解消するためにも、やっぱり一本化はぜひ必要なことだろうというふうには思うわけなんですけども、そのほうがやっぱりやり方としてはスムーズなんだと思えますけども、その辺いかがでしょうか。それと、そういう混同を解消するためには、そういうことを早急にやる必要があるかとは思いますが、払わなくていいお金を払っているとか、払わなきゃいけない料金を払っていないという現象が起きてるはずなんです。そういうのを解消するためにも、なるべく早急にそれを解消するべきだとは思いますが、そういうところの考え方といいますか、思いはどのように思われているのでしょうか。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 今回の料金改定をする際にこちらの基本的な考え方といたしまして公平な用途を目指していきますというようなことがございまして、実際にその用途の運用につきましては、なかなかその線引きが難しいというケースもあったりしまして、できるだけ早くに業務用、家事用について一本化を目指していきたいというふうには考えております。ただ、用途を一本化するにいたしましても、どのような料金体系にしていくのかとかいろいろな考え方があるかと思えます。一本化することによって急激に料金が上がる方というのもし出てくるかと思えますので、段階的にその一本化については目指していきたい、ただし、早くに実施してきたいという思いは持っております。いつまでに一本化するかとかいうことは、なかなかやってみないと分からないというところもございまして、時期については言うことはできませんけども、大きな方向性として一本化に向けて進んでいっているというところで御理解をいただけたらなと思えます。

以上です。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。上下水道局のほうもなるべく早急に一本化はしていきたいという思いはあるということで理解いたしました。

それと、混同解消する、言い方が悪いんですけど、混同解消するために、今後そういう

ことがないようにするために、何か上下水道局のほうで対策といいますか、申請のあり方とかそういうのを考えていらっしゃいますかどうか、もしあれば教えてください。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 用途の変更があった場合にはその都度申し出てくださるということ、今でもホームページにも掲載しておりますし、市広報でも掲載しておるんですけども、それでは周知の仕方として弱い面もあろうかと思っておりますので、今後はより一層周知を図っていくというか、場合によっては窓口のお客様にも逐一伝えていくような形で、申し出ていただける形を取っていきたいかなとは思っています。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 では、2点ほど通告を出させていただいておりますので、お願いいたします。

今回の料金改定に当たっては、3つほど目的というかあって、その中の1つとして、安い水道料金をこのまま、できるだけ他市より安いというのを続けたいといった思いがあったと思います。ということで、ちょっと他市町との比較を教えてくださいたいんですが、審議会のときに、最初の提案の分は他市町との比較もあったんですけども、このたび1,000万円の県用水の値下げがありましたので、その上でどうなるのかということと、現状の改正する前、それと今回議会で説明があったB案ですよ、1,000万円を3対7で入れるときのB案、及び今回の改正案ではありませんでしたが、全部1,000万円を業務用に入れるときの料金の比較をお願いしたいんですけど、これ業務用の料金が他市と比較してどうなっているのかというのを、基本水量の8立方メートルのところ教えてくださいたいと思います。

2点目は、この県用水の1,000万円ですけど、まだ決まったわけじゃないですよ。これから決まるであろうというか、その方向でと県が言ってくれたということで、それを期待しての想定だと思うんですけど、万が一安くならなかったときどうなってしまうんだろうなというのはちょっと心配です。この場合の経営への影響というのはどのように出てくるのか、大丈夫なのか辺りを教えてください。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 業務用の料金について、通告では広島市と廿日市市と比較をして、現行と今の議案のB案がベースになつていきますけども、それと、もともと審議会に出したA案というところでの比較ということでございます。

業務用の口径20ミリメートルと設定をしたといたしまして、使用水量が8立方メートルの場合で1月当たりということで比較をいたしますと、まず、現行の本市におけます業務用の料金、8立方メートルでいきますと、基本料金が現行は20立方メートルでございますので、現行では2,629円という設定になっております。このたび議案になっております、ベースはB案なんですけども、そちらのほうは基本水量が8立方メートルというふうに大きく引き下げをしております、1月当たりの単価といたしましては1,640円という設定でございます。審議会のほうに出しました県用水の引き下げ財源については、全部を業務

用に入れたA案の場合なんですけども、こちらのほうは1,210円という1月当たりの20立方メートルでの基本料金でございます。広島市の場合は、用途が家事用と業務用という用途の区分がございますけども、低い水量の部分では家事用と業務用が同じ料金の体系になっております。広島市の場合は、業務用でいきますと1月当たり935円ということでございます。お隣の廿日市市の場合は用途の区分というのがそもそもございまして、家事用も業務用も同じ料金になるわけなんですけども、廿日市市の場合でいきますと、1月当たり1,424円ということで、今回の議案のB案と比べますと業務用で比べると廿日市市の方が安い。しかし、A案でいきますと、A案のほうが同じぐらい安いというような形になるかと思っております。

次に、県用水が引き下げがなされなかった場合どうなるのかという御質問がございました。

今回の条例改正案は、上水のほうは改定率5.5%ということで上程をさせていただいておりますけども、万が一県用水の料金の引き下げが行われなかった場合は、想定よりも経費が1,000万円増えるということになりますので、今回の改定をさせていただいたとして、次の改定の予定が令和10年度、次の純損失が発生するタイミングが令和10年度というふうに今のところ説明をさせていただいてるかと思っておりますけども、1,000万円ほど経費が毎年かさんでいくということになりますので、その分純損失が発生するタイミングが早くなるというふうになるかと思っております。経営のほうはどうかというお話なんですけども、経営につきましては、今のところその純損失の発生タイミングが前倒しになったとしても、直ちにそれが経営に影響して危うくなるのかということまでではないというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

議長。

○賀屋委員 それでは、通告をさせていただいておりますので、確認したいと思っております。

その前に、資料要求をさせてもらいまして、非常に分かりやすい資料の提出を受けております。ありがとうございます。

この資料要求は県水の現状の配水区分ですね、どこまでを県水がカバーをし、どこまでが自己水なのかという、そのいわゆる線引きが分かる物を作っていただいております。図面上で作っていただいております。資料2です。それと、あわせて県水をできるだけ少なく使用するという前提で、区域を縮小できるとしたらどこまで縮小区域が変更されて、なおかつ使用水量が幾らになるのかというのを、図面的には資料3で作っていただいておりますけども、かなり玖波7丁目辺りから北側が県水区域になる。これは当然松ヶ原のほうもなるかと思うんですけども、当然8丁目も7丁目という形で県水の区域が縮小されると。逆に言えば自己水が区域が増えてくるということでございまして、あわせて資料4のほうに、じゃあどれだけの量が変わってくるのかということを表にさせていただいております。令和3年度で見ますと、縮小、今の配水量の自己水の現状でいきますと、年間約349万5,100立方メートルです。それと、県水は約76万3,400立方メートルということで、これを

県水をできるだけ縮小した場合、自己水が約394万立方メートル、県水が約31万7,000立方メートル、半分以下ぐらいに水量が少なくて済むよということの試算を出していただいております。そのことに対して、説明をいただいた令和5年から、県水の基本料金と使用料金が若干減額をされるということでございますので、それを両方の単価を掛け算しますと、まず、使用水量でいきますと、縮小後の使用水量は先ほど申しました31万7,765立方メートル、端数はちょっと分かりませんが、それに対して新料金の1立方メートル当たり50.02円を掛けますと、約1,589万4,000円あまりの使用水量の料金が発生する。なおかつ基本料金でいきますと、現在、基本水量が1日当たり5,000立方メートルでございますので、年間でいきますと5,210万円あまりの基本料金を払っておりますけれども、これが仮に1日当たり871立方メートルぐらいしか使わないということで日最大が1,500立方メートルで考えたときには、基本料金が28.55円ですから、1,563万円あまりということになりますので、基本料金として年間約3,600万円ぐらいの差額が出る、安くなる。それと使用料金でいきますと、先ほどの現状の年間使用水量の76万3,000立方メートル辺りが31万7,000立方メートル、半分以下になりますので、料金も約2,229万円あまり安くなる。両方で5,800万円ぐらい安くなるだろう。これは逆に、安くなるということは、この金を毎年毎年県のほうにお支払いをしておる、使っていないのに支払ってる。もう具体的な数字でこういうものが出てきますので、この辺りの節約をどういうふうに考えるのかというのが大きな課題だろうと。従前からこの県水の契約変更についてはずっと課題として言ってきたおるわけでございますけれども、具体的なこういう数字で示してみると、令和5年度から1,000万円ほど安くしてもらいますよという喜んでる場合じゃない。もう全体でいうたらさらに5,000万円以上の料金を使わないのに支払いをしないといけないということであらうというふうに思うんですけど、まず、1点目はその今説明をしました資料要求によります県水の使用区分、料金で試算をした、これはまあ私が試算をしたということですけども、この考え方、このおおよその金額、数量が違いますよというものなのか、まあ数字的にいえばそうですよねということなのか、そこのところをちょっとまず確認をしたいんですが、よろしく願います。1点目です。

○日域委員長 上下水道局長。

○古賀上下水道局長 すみません、資料要求いただいたのが決算の審議用ということで想定しておったんで、決算のときに資料を先に説明をさせていただいて御審議いただくことを我々はちょっと思っておったのですが、この今の御質問の中で、皆様ほかの委員の方も含めて資料のことを先に説明しておいたほうがよいかと思うんですが、もし委員長の許可がいただけるようであれば資料の説明をさせていただくというのはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

○日域委員長 いいですよ。

○古賀上下水道局長 では、担当のほうから、資料のほうの説明を先にさせていただければと思います。

○日域委員長 係長。

○増富工務課主幹兼上水道係長 工務課上水道係長の増富です。



資料の補足を、説明をさせていただきます。

まず、資料2を御覧ください。こちらは現在の自己水と県水の配水区分です。これはバルブ等で仕切っている、そういった図面になっております。続きまして、資料3を御覧ください。県水の配水区分を可能な範囲で縮小した場合の自己水と県水の配水区分図です。現在、県用水は湯舟町にある玖波配水池と、玖波の高速道路側道沿いにある唐船浜配水池に送られ、そこから各御家庭に配水されています。玖波配水池には、以前使用していた自己水の三ツ石調整池からの送水管が残っておりますが、唐船浜配水池には送水管がありません。そこで、玖波配水池から配水できるであろうと思われる区域を自己水と想定して区分図を作成しております。ただし、実際に配水区域を変更する場合は、管の大きさや流速、実際に使用される水量等さまざまな検証が必要となります。

続きまして、資料4を御覧ください。上段が令和元年度から令和3年度の自己水と県水の日平均配水量です。下の段は、資料3で示した区分ごとの令和3年度のデータを基に算出した想定日平均配水量です。なお、ここで示しているのは日平均配水量ですが、近年の日最大配水量を考慮すると、防鹿水源地のろ過池のメンテナンスに伴う上水能力の低下のときなどがあるんですけれども、そういったときはこの配水区分では安定供給が困難となる可能性もあります。ですので、実際に配水区分を変更するには詳細な検討が必要となります。

以上で補足説明を終わります。

○日域委員長 ありがとうございます。

課長。

○三浦上下水道局業務課長 ただいまの賀屋委員の、県水の配水区域を仮に縮小した場合の料金の試算ということで、金額数量は合っているのでしょうかということだと思いますけれども、仮に県用水の基本水量を1,500立方メートルまで下がったといたしまして、使用水量、先ほどおっしゃっておられました日量870立方メートル程度までに下げることができた場合ということで算定いたしますと、おっしゃられる数字になるかと思います。ただし、現段階といたしましては、基本水量について県の企業局のほうには、現在が日量5,000立方メートルということなんですけれども、それを将来的に3,000立方メートルに下げたいということで要求をしているというような状況ではございます。

以上です。

○日域委員長 議長。

○賀屋委員 ありがとうございます。

私が資料要求したこの数字というのは、最大限縮小することができたと仮定したときにどれぐらい節約できるかということで確認をしたかったわけでございますけれども、既に今、基本水量5,000立方メートルを3,000立方メートルに県のほうと交渉をしているということでございますので、行く行くその実際の使用水量の経過を計りながら、また、最終的な使用水量あるいは基本水量の数値を基に交渉していただきたいというふうに思うわけなんですけれども、来年の4月から今度、広島県企業団といいますか、公営企業局、企業団が今度は民間の事業団といいますか、企業団になりますよね。民間経営になるということですか

らなかなか今度は交渉が難しいのではないかと思うんですが、その辺りどのように考えておられるのか。もう民間になったほうがみやすいと、交渉はみやすいというふうに判断されとるのか、やっぱり県の公営企業局、公営企業団としての現在の立ち位置のほうが、情勢、状況として交渉するのはそちらのほうがみやすい。どちらの立ち位置のほうがみやすいとっておられるのか、その辺りお考えがあればお聞きしておきたいんですが。というのは、4月以降になって交渉していくのになかなか、今度は民間になりましたんで、もう交渉は非常に厳しい、聞いてもらえませんということになったんでは、なぜそれまでにしっかり交渉しておかなかったのかという後悔をしてもいけませんので、現状でできる範囲で努力をしていくということが必要なのかなというふうに考えております。県の企業局のほうからの水道条例ですね、それと今の覚書、両方見ても、先日の日域議員の一般質問にありましたように、契約変更は不可能ということはありませんので、人口減少、あるいは使用水量の減少というのはどこも同じ状況ではありますけども、特にそのことが大竹市にとって非常に、水道事業に負担を今から大きくかかるということで、審議会まで開いて値上げを検討していく中で、その審議会の中で県水の負担、受水費に対しての審査と申しますか、検討がどの程度されたのか。今、私が聞きました受水費を最小にとどめることによって節減が可能かどうかという検討がされたかどうかというのちょっと確認をしておきたいんですけども、その辺りもう一回、今からのこの県との交渉が3月までにある程度確認をしておく、しとったほうがいいのか、もう4月以降のほうがいいのか、その考え方と、審査会のほうで、審議会の中でその県水の取り扱いについてのどの程度資料提供し意見を求めたのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○日域委員長 上下水道局長。

○古賀上下水道局長 まず、県が企業局との交渉と企業団との交渉がどちらがということの御質問でございますが、我々としましてはどちらも同じものであると、継続的に事業を運営していただくものであるということで認識しております。

ごめんなさい、若干余談でございますが、企業団として今の西部用水の持てる資産をしっかり持っていただきながら、今後も広島市、廿日市市と一緒にあって、現在も継続中ではございますが、料金の値下げ、また、施設のダウンサイジングによるコスト縮減等を要望して、かかるコストを抑えることによって、我々使用者に頂く使用料に反映できるようにということで考えてまいりたいと思っておりますし、今後も継続して対応させていただくことを考えております。

以上です。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 審議会でのどの程度の県水について審議がなされているのかという御質問だと思います。

審議会のほうには、このたび資料要求がありましたような、最大限取水エリアを絞った場合というような審査のほうはしておりませんで、今までの交渉の状況で基本水量の引き下げを要望しております。ただ、それは全体的な受水費の削減ということを目指して、基本水量の縮小のほうを要求をしておるといような、いろいろな単価の話であつたりと

か、受水費の総額で削減した場合はどのような効果があるというような審議をしていたらいておるさなかに単価のほうの方が下がる予定であるということで県のほうから情報提供がございましたので、そちらのほうの情報も逐次説明をいたしまして審査のほうをしております。その結果、答申のほうにも企業努力の継続ということで、西部地域水道用水供給事業における受水費の抑制のため、基本水量の引き下げ等について引き続き努力することというような附帯意見のほうをいただいております。

以上です。

○日域委員長 議長。

○賀屋委員 3回目ですね。

先ほど、交渉が基本水量5,000立方メートルのところを3,000立方メートルにという交渉をしてるというふうに聞いたんですが、仮にそれが実現するとしたら2,000立方メートルほど基本水量が下がるということになるし、また、実際、令和3年度で県水の使用水量が2,000立方メートルぐらいですね、この今の現状のブロックで。それを、区域をどこまで絞れるか分かりませんが、自己水区域を広げて県水区域を絞っていけば、当然その部分だけ使用水量もお支払いする料金も減るということで、すぐにそれこそ2,000万円ぐらいは経費の節減ができるんじゃないかというふうに考えるんですが、そこら辺に向けてどういう今から努力をされるのか、その辺りを早急に決めてもらいたいと思うんですが、やはりその部分がいわゆる経費の節減を考える中で、県水への受水費を先送りして料金だけ、上水の料金を値上げするということについて、なかなか理解が市民から得られないんじゃないか。もっと削減するところがあるだろうとか言われると、もうこれ以上削減できません、経費節減は無理ですと言えるかどうか。そこはやはり我々議会としても受けて立たないといけませんので、市民から聞かれると。上下水道局に聞いてもこれ以上は無理ですと言われるんです。言われるだけで、検証したんかいと言われたときに、さっきのような削減の可能性はあるわけなんで、そこをしっかりと詰めていただいて、それで駄目なら値上げはやむを得んのではないかなど。まだ市民も理解してもらえないかなどというふうに思うんですけども、その辺りがまだちょっと手がぬるいというふうに感じるんですが、そのことについてコメントがあればお願いします。

○日域委員長 上下水道局長。

○古賀上下水道局長 ありがとうございます。

これまで受水費、削減する目的のため、今5,000立方メートルなんですけれども、その前までは7,000立方メートルでありました。これも結果として受水費を下げるために暫定という形を取って交渉しながら、我々の先輩方が努力していただきながら下がってきたところでございます。上下水道局として、継続してこの受水費を下げる努力というのは歴代させていただく中で、今後も当然継続させていただくことは、そのつもりでやらさせていただいてるんですけども、実態として、交渉事であるがゆえになかなか実現してこない期間もございました。5,000立方メートルに下がってから今まで下がってない状況です。この県用水の単価というのは条例事項になりますので、県条例単価を変えるというのは県のほうでもなかなかハードルがあるということで、量という形で対処しておったのが、この

たび料金を下げただけという提案をいただいて、量を下げる、単価も下げる、両方下げていくっていうのは当然目標なんですけども、何がしか成果をいただけたということでございます。ただ、これも、これまで議会、委員会、いろんな場で皆さんがそこら辺を下げていかないといけないよということで、いろんな応援をいただきながら、そういった声もあるということで、我々が交渉することによって何とか実現してきておるといのがございますので、今の御意見も、そういった御意見がある、我々値上げするのにかなり苦しい立場になっておるといことを、武器という表現が正しいかどうか分かりませんが、我々のバックには使用者の方がついておるといことを伝えながら、さらに交渉して減額に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○日域委員長 通告を受けた質疑は以上となります。他に通告を受けておりませんが、質疑はございませんか。

原田委員。

○原田委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、この委員会であるとかいろんな協議会であるとか、一般質問の中でもいろんな答弁を聞いておまして、非常に大竹市というのは良質な水が提供できるというか、濁度の問題にしても非常に良質な水が供給できるまちであるというふうに感じました。しかし、一般質問の答弁の中だったと思うんですけど、まず、その防鹿水源の水がまだ十分に使われていなくて、捨てられてるとい言い方されたのちちょっと覚えてないんですけど、まだ使われてないものが、使われずに流されてるものがあるというような答弁だったと思うんですが、今の資料2と資料3の地図と見させていただくと資料2の現状と資料3のほうはぎりぎりまで県水を縮小した場合ということになってるんですけど、もう少しこの良質な水を、この今の両極端なものではなくて、もう少しその自己水を、防鹿水源の水をもう少し市内の方に提供できるような、もう少しこう何ていうんですかね、資料2と資料3の中間のような案というのはないでしょうか。それが可能かどうかはちょっと分からないんでお聞かせ願いたいと思います。お願いいたします。

○日域委員長 上下水道局長。

○古賀上下水道局長 一般質問いただいたものについては原水っていうんですか、取水権が、工業用水が余ってる中でそれを転用することによって、上水をわざわざ県からいただかなくてもいいんじゃないかという御提案に対してのお答えをさせていただいたということで、工業用水を、取水権があるにもかかわらず幾らか余ってるよという部分の御指摘に対してのお答えをさせていただいた部分をそう受け止めていただいたのかなっていう感じはするんですけども、ただ、今ここに立たせていただいとるのは、防鹿水源、小瀬川の取水からの水をもう少し広げられないかというお話なんですけども、先ほどもちょっと資料説明のときにも申し上げましたとおり、区域を変えていくというときに、水圧とか流速、ある一定以上流速が増えるとちょっと水道管ってよろしくないんで、そういったところの検討をしないと、何となく分かる部分も当然ゼロじゃないんですけども、そういったところは、多くやってミスってしまって赤水が大量に発生してしまうとなかなか難しい。それでなくても大竹市は、更新率、後に御指摘いただくとは思いますが、そういったところが

うまくいってない中で、何も検討せずに一本というのは難しいということで、今、軽々に広げることができますとお答えできないということは分かっていたらと思います。ただ、水需要が減る中、区域の変更等を徐々に行わなければならない可能性があることについては、先ほど御指摘いただいた中でも重々承知をしておりますので、どこかでは考えていく必要はあろうかと思っております。

以上です。

○日域委員長 原田委員。

○原田委員 そうすると、今のこの資料2と資料3の間の場所の自己水、将来的にどうするかという問題があるだろうと思うんですけども、検討しているってことはまあ徐々にそういう区域を広げていこうということなのか、もう今の県水の必要な、どうしても必要な区分だけ、資料2と資料3の間の部分を一気に何か必要な経費がかかると思うんですけども、そういうものが今から、調査とかそういうのをして、可能であればその間のところを将来的にはほぼ自己水に変更していくというお考えとかプランとか、そういうのを今考えてらっしゃるといようなことごの理解でよろしいんですか。

○日域委員長 上下水道局長。

○古賀上下水道局長 ごめんなさい、ちょっとスパンの話がどうなるかというのは明確に示せない中で私の感覚論のお答えをさせていただいた、非常に失礼なお話になるかとは思いますが、まず、給水区域は配水池、今この図面でいうと玖波配水池という、湯舟にある配水池からもともと行っておった区域を入れとるので、枝としては大きく検討しなくても何とかいくんじゃないかということやとるので、そのお隣の配水池から行くときには、途中でボトルネックとなる細いところがあるやもしれないとか、そういったものがあるので、我々としてはちょっとそこの流速が上がったりとかしてはいかんなどというところで話をさせていただいてとるので、徐々になっていくのが恐らく皆さんの感覚とは異なるものではないかと思っておりますので、ちょっとそこに関しては軽々にやっていきますとか、考えていきますとか、実験してみますというのが言える状況でないことを御理解いただければと思います。

○日域委員長 原田委員。

○原田委員 では、シミュレーション的には可能ですけども、実際それをやろうと思うと、相当やっぱり調査とか費用とかかかってくるので、すぐにという話にはならない。相当長いスパンをかけて考えないといけないという、やるとしたら少し長い目で見なくちゃいけないのかなと、ここ5年とか10年で何かそういうものができるというものではないという理解でよろしいですか。そうじゃないですか。

じゃあそれをすみません、最後をお願いいたします。

○日域委員長 上下水道局長。

○古賀上下水道局長 すみません、検討に5年とかそういう話が必要なものというわけではないんですけど、ちょっと正直今その外部委託、業務委託とか出して少しずつ変えていく検討をするのが適当かどうかというのが、私が判断はしかねる部分があるので、ごめんなさい、お答えを濁させていただいたというのが本音のところなんです。先ほどの質問とか大

きく変えていくということであれば、やはり当然検討を、費用をかけてやらなければならないというものはあるんですけど、ちょっとずつ変えるのに委託出していたら非常にもったいない、委託費を払わなければならなくなってしまうのかなというのがちょっとありましたんで、なかなかそこで、そのコストを皆様に転嫁するの、どうかなっていうのがちょっと悩ましかったので、そういうお答えをさせていただいた次第でございます。すみません。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

議事の途中ですが、暫時休憩といたします。

11時02分 休憩

11時19分 再開

○日域委員長 お待たせいたしました。

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

この際、細川委員、北地委員、寺岡委員から議案第39号大竹市水道条例の一部改正についての修正案が提出されております

修正案は配布した資料を御覧ください。

それでは、引き続き、議案第39号大竹市水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、先ほど質疑まで終結したところでございます。

修正案について、提出委員からの趣旨の説明を求めます。

細川委員。

○細川委員 ただいま休憩中に寺岡委員、北地委員、細川の3名で修正案を提出させていただきました。皆様のお手元に修正案とその説明の資料があると思います。

提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの修正は、条例案第25条第1項の1号と2号の表を修正するものです。修正案のほうを御覧ください。

まず、1号にある基本料金の表がございしますが、これの業務用、浴場用及びプール用の行を御覧ください。直したところを太字と下線を引いております。分かりやすいように引かさせていただきました。

メーターの口径が13ミリメートルのところの料金を1,116.5円、20ミリメートルの料金を1,211.1円、25ミリメートルを1,227.6円、40ミリメートルを1,415.7円にそれぞれ変えるものです。加えて2号のほうの超過料金の表、こちらも下線が引いてあるので御覧ください。この超過料金をそれぞれ、一般用の8立方メートルを超え10立方メートルまでのものを38.5円、一般用の10立方メートルを超えるものを162.8円、業務用の8立方メートルを超え20立方メートルまでのものを110.0円とするものです。

この修正案は上下水道局が上下水道料金審議会に提案したA案を当てはめたものです。皆様御承知のこととは思いますが、A案は令和5年4月から見込まれる県用水の使用料金

の値下げ分1,000万円、これを全額業務用の料金改定に反映した料金表です。今委員会における上下水道局からの提案はB案でございまして、A案との違いについて審議会に提出された資料で説明をさせていただきます。

グラフのほうの資料を御覧ください。

こちらは水道料金使用量の現行と改定案を比較したグラフです。ちょっと色が薄いですが、実線のほうが一般用、破線で表現されているのが業務用のグラフです。

まず、一般用の実線のグラフを御覧ください。現行が赤、B案が緑、A案が青、そして、最初提案された改定率8%の案が紫です。青と紫の線は完全に一致しています。今回の改定では、使用水量の少ない世帯に配慮して基本水量を10立方メートルから8立方メートルに引き下げたことで、8立方メートルまではどの色の線も変わりません。8立方メートル以上から現行の料金より少しずつ差が出てきますが、先ほど申し上げたとおり、A案の青の線と、改定率8%の最初の提案の紫は完全に一致しています。緑色のB案の線は少しだけ差が出ていますが、金額にして換算すると30円前後になるようです。一方業務用の破線を見てください。20立方メートルのところ以上からは現行の赤の破線よりも他の部分が若干上回っていますが、20立方メートル以下のところに御注目ください。紫も緑も青もほぼ現行の赤よりも安くなっています。この中で際立っているのがA案の青です。B案よりもかなり一般用の料金に近づいているのが目で見分かります。このグラフから分かるように、A案は1,000万円を業務用の使用水量の少ない部分に集中的に投入し、一般用と業務用の利用者間の不公平感を少なくなる効果が大きいと言えます。また、付け加えさせていただければ、20立方メートル以下の使用水量の少ない方々の契約数は、業務用の場合は620件ほどあるようで、業務用全体の67%ほどが今回のメリットを受ける部分になります。県用水の1,000万円は契約者全体で利益を享受すべきだという考え方はもちろんありますが、今まで、現在もそうですが、一般家庭の基本料金は1月720円、業務用は2,629円と3倍以上の料金を事業所の方に払っていただいていることを考えたら、今回は一般家庭の皆様には少しの御負担をお願いできるのではないかと考えました。今ここで一般用と業務用の料金の差を少なくしておくことで、将来の料金の見直しに向けての効果が大きくなると見込まれます。より効果が大きいほうに1,000万円を投入すべきではないかと考えました。

以上が提案の理由です。皆様には御賛同いただけますようによろしく願いいたします。

○日域委員長 それでは、修正案に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

副委員長。

○和田委員 今、細川委員から提案がありました今のこの図面見たときに、一般用と業務用の10立方メートル以下の家庭に対して物すごいメリットがあると思うんです。ほいで私は賛成します。

○日域委員長 質疑はありませんか。

原田委員。

○原田委員 今回の修正案というのは、現状もちろん必要だと思うんですが、これはやっ

ぱり将来のことも見越してこの修正がいいだろうということで出されたというふうに理解しているんですが、それでよろしいでしょうか。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 将来も料金の改定がもう既に見込まれておりますので、それに向けて少しでも負担が軽くなるようにという考えでございます。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第39号大竹市水道条例の一部改正について及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論はございませんか。

副委員長。

○和田委員 すみません。先ほどお話ししたように討論も一緒、そういうことで賛成します。

○日域委員長 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 他に討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第39号の採決を行います。採決の手法につきまして御説明をいたします。

まずは、修正案につきまして起立採決を行います。この修正案が可決か否決かによって、原案の諮り方が異なります。修正案が可決された場合は、続いて、修正可決した部分を除く原案についての簡易採決を行います。修正案が否決された場合は、続いて、原案を起立により採決を行います。

それでは、これより、議案第39号を採決いたします。

まず、3名の委員から提出されました修正案について、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○日域委員長 ありがとうございます。起立者多数と認めます。

よって、修正案は可決されました。

次に、修正可決した部分を除く、原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第40号大竹市下水道条例等の一部改正についてを議題といたします

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において、



補足説明があれば、お願いいたします。

上下水道局長。

○古賀上下水道局長 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○日域委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。

本件に関し、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。挙手をお願いいたします。

北地委員。

○北地委員 ちょっと確認の意味で質問させていただきます。

概要にありますように、その他の改正についてという部分なんですけども、一般用以外の用途というのはその業務用とかそういったものでよろしいのでしょうか。まだほかにあれば教えていただきたいと思います。

それと、水道水以外の水っていうのはこれもなんですけど、井戸水とかそういったものになるうか思うんですけども、ちょっとその辺2点確認お願いいたします。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 議案の概要にございますその他の改正のところの一般用以外の用途で水道水以外の水を排水しているものところの一般用以外の用途のところにつきましては、業務用、工場用、浴場用、プール用がこれに当てはまるというふうに考えております。それと、水道水以外の水というところで、主には井戸水というところを想定はしております。

以上です。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。

ほかにというのは、ほぼ大竹市内ではないということですね、今の感じで。その他の水道水以外の水というのは、ほぼ井戸水という考えでいいですね。それで、原則として量水器を設置させる、水道水以外の排水しているものに量水器を設置するんですけども、例えば散水とかというものについても量水器を設置するという話になるのでしょうか。そこのところをお願いします。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 水道を使わずに井戸水を使われまして、それを下水に流される場合に、ここの下水道、井戸水のほうに量水器を原則としまして使用者の方に設置していただくというふうに考えております。例えば今御指摘がありました散水専用の場合、これは例えば上水であった場合であっても、散水専用で給水申請があったものについては、基本的には下水道使用料の徴収をする対象ではないということでございますので、このたびの井戸水を使って散水専用であるということであれば、この量水器を設置するという対象ではないというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 通告を受けた質疑は以上となります。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程4、議案第42号令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、日程第5、議案第43号令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び日程第6、議案第44号令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての3件については、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 それでは、そのように決定させていただき、本3件を一括審査といたします。

本3件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において、補足説明があれば、お願いいたします。

上下水道局長。

○古賀上下水道局長 補足説明はございません。よろしく審議お願いいたします。

○日域委員長 それでは、質疑を受けたいと思いますが、通告を受けておりますので、発言を許可します。挙手をお願いします。

藤川委員。

○藤川委員 議案第44号、通告書に44ページと書いてしまいました、すみません。決算書の97ページでした。申し訳ございません。

決算書の97ページ、大竹第1排水区内水浸水想定区域図等作成業務についてです。こちら既に業務は終わっていると思うのですが、市民の方への公表はいつ頃を予定していますでしょうか。また、公表方法を教えてください。あともう一点、他にエリア分けされておりますよね、排水区。調査はその順を追ってしていくのでしょうか。お願いいたします。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 工務課長中司です。

ハザードマップですけども、令和3年度の浸水想定区域図の作成業務というのは大竹第1排水区と第2排水区、エリアとしてはおおむね元町4丁目から立戸3丁目、御園の新町川ぐらいまでの範囲の図面を作成しております。自分の住んでいる場所がどの程度の雨でどれぐらい浸水するおそれがあるかというのを把握してもらって、住民に平常時からの防災

意識の向上とか自発的な避難の心構えを持っていただくという目的で、既にハザードマップとして図面はできているんですけども、図面の見栄えであるとか文言修正にちょっと時間を要して公表が遅れております。ハザードマップの公表が遅れておりますことについては大変申し訳ありません。台風時期にもなりますので、なるべく早く、ホームページでの公表とか避難所への配付を行いたいというふうに考えております。その他のエリアがどうかということなんですけども、令和4年度ですけども、浸水想定区域図の作成業務、これは防鹿地区を含め、市街化区域の残りのエリアについて作成をするということで、現在業務を行っているところです。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

市民の方に浸水状況分かりやすく示していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

関連で、新町ポンプ場についてちょっと伺わせてください。新町ポンプ場設置に向けて、今調査していただいて国交省との調整をしていただいていると思うのですが、進捗状況教えていただけますでしょうか。

○日域委員長 係長。

○讚井工務課主幹兼下水道係長 下水道係長の讚井です。

新町ポンプ場の業務、昨年から繰り越しいたしまして、この6月末まで業務を延期しておりました。現状の状況なんですけれども、その河川堤体等の測量を行いまして、図面に少し精度を加えた形で水位の高さとかそういう絵を作りまして、6月に太田川河川事務所のほうに資料を送って協議しております。今の状況なんですけれども、その資料を基に現状であればその絵でおおむねその吐出口を造ることについては問題ないということは、おおむねという形で受けておりまして、また後日向こうに行つて協議ということも伺っておりまして、また日が決まったら太田川河川事務所のほうに出向いて検討しようと、協議しようというふうになっております。このスタートはもともと事業計画、平成26年に作成しておりますがそれに基づいた吐出の位置とかについて、遊歩道とか現状ありますので、そういうのに問題ないかというところだったんですけども、詳細設計を行っているものではないんですが、現状の概略図という部分であればおおむね問題ないんじゃないかというので、現状は今いただいております状況です。また協議に行く予定でございます。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

何か物すごい進んでるような気がしました。出口が見つかりそうなんです、ありがとうございます。

次のステップですよね、どういうふうな順序を追ってその新町ポンプ場に設置に向けてやっていく予定といたしますか、計画があったら教えてください。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 次のステップですけれども、全体的な排水の方法の見直し等も必要になるのかなと思うんですけれども、新町雨水排水ポンプ場の整備については関連事業も含めて大変大きな事業になります。降雨による市街地の浸水等被害を防除するための雨水排水対策というのはやっていくというのは基本方針には変わってないんですけれども、老朽化する下水処理場、そういった分の既存排水施設の更新等も行いながら、ちゃんと機能するように計画的な更新をやっていかないといけないということもありますので、今の新町のポンプ場について、次にすぐ何をやるかというのはちょっと今見えないんですけれども、当面、雨水排水対策については既存排水路の使用箇所改善等も含めて、できるところからやっていきたいというふうに考えております。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

やっぱり14自治会からの陳情があり、大竹市民の方結構注目しているところだと思います。でも、少しずつ進んでいることも分かりましたし、説明を今度皆さんに会ったらしようとは思いますが、今後とも引き続きポンプ場に向けてよろしく願いいたします。ありがとうございます。以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

副委員長。

○和田委員 この意見書の3ページなんですけど、管の老朽化についてちょっと聞きたいと思っています。

この表、第3表のところに老朽化の推移がありまして、平成29年度に管路経年化率、これが39.39%から令和2年度は50.68%、約半分、そして、令和3年度がちょっと減って47.17%なってます。そして、管路更新率ですが、平成29年度0.25%から令和3年度が0.71%、少し上がっております。今回、水道料金を値上げして、その値上げの分と重ねて今の更新率を上げるということになると思うんです。一応この意見書を見たら、1%前後と目標でありますけど、実際にその更新率は値上げ後は大体どれぐらいになると計算しておりますか。ちょっとそれ聞きたいんです。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 老朽管路の敷設替えなんですけども、排水管改良とか敷設替えの工事については現在国のほうが事業を行っております岩国大竹道路事業に伴う水道管の支障移設等もありまして、どうしても期間限定で対応しなければいけないという工事がございます。これを優先してやっていかないといけないということがある。また、老朽管路の敷設替え工事に係る水道技術職員、ちょっと少ないという問題もありまして、実態としては目標の1%到達してませんが、料金改定後も管路の更新率については、目標の1%を目指してやっていきたいというふうに考えてます。

○日域委員長 副委員長。

○和田委員 例えば今の更新率を目標の1%になるとして、今の管の耐久年数は、何年か知りませんが、50年か60年か分かりませんが、たとえ1%ずつ更新しても単純に計算したら100年かかりますよね。気の遠くなるような事業です。そうはいうてもこれずつとしてい

かないといけないと思うんです。そして、このところはどういうふうに新しく更新しながら漏れを防ぐものを考えておるんですか。これちょっとそこよう分らんのですが。ずっと毎年とにかくしなければいけないのは分かっとります。だけどそれ間に合いませんよね、このままいったんじゃ。

○日域委員長 上下水道局長。

○古賀上下水道局長 管路工事についてのお話を少しさせていただければと思います。

大竹市が上水道の経営戦略を策定させていただき、できたときに議員の皆様方にも説明させていただいたんですけども、他自治体とかでは80年サイクルで更新をかけていくんですけども、我々としては大竹市がそこまでいってないという中で、経営戦略上は100年で1サイクル、1%という目標にして経営戦略を立てて、その改定率等を参考にしながら今回の料金改定、先ほど御審議いただきましたけども、そういった料金を改定しながら運営していこうということで御理解を求めて、御理解いただいたものということで対応させていただいてるものでございます。

管の耐用年数自体はもっと短いんですけども、経験上とかそういったものを含めまして、100年でサイクルしたい。先ほど課長も申しましたとおり、なかなか期間限定の仕事もあったりして、要は短いスパンも長いスパンも1つの工事があればそれだけ手間がかかるもので、現状ちょっとなかなか進んでない。率として上がってない部分はあるんですけども、料金改定に当たっては1%の更新を継続していき、それを目標にしていくということ、料金のほうも改定して上げながら、安心できる安定した水道を目指していきたいということを考えての1%でございます。1%届いてないことについては非常に申し訳ないと思いますが、今後も1%目標に改良させていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○日域委員長 いいですか。

他に質疑はございませんか。

北地委員。

○北地委員 それでは、お願いします。

下水のほうなんですけども、決算書の97ページになりますか、その辺りからお伺いします。

要は港町のポンプ場の話になるんですけども、それに関連して小方排水区雨水管渠整備工事です。随分前からやっとなるようなんですけども、なかなか港町ポンプ場へ到達しないというか、その辺は国の工事との絡みもあるんでしょうけども、その辺の状況を1つお伺いいたします。それともう一点は、大竹市耐水化計画策定業務というのを去年やっとなるわけなんですけども、この調査の結果はもう出とるんでしょうけど、特に何か必要な施設とかそういうのがあったかどうかを教えてください。

○日域委員長 課長補佐。

○岬上下水道局工務課課長補佐 工務課課長補佐の岬です。

小方排水区雨水管渠整備工事の進捗状況なんですけども、この工事は国交省が施工している岩国大竹道路の整備にあわせまして計画道路の用地内、国道2号の上り線側です。こ

さらに、ボックスカルバート、雨水管渠を敷設する工事となっております。これは黒川地区から流れてきた水を市役所横の小方潮遊池に流入させるもので、国道2号の管渠の横断は国交省が施工し、これに大竹市が施工する小方排水区の雨水管渠を接続する計画となっております。今の状況としましては、小方排水区の雨水管渠を敷設する箇所は、完了後に近接して国の電線共同溝も埋設する計画になっておりまして、雨水管渠のほうが電線共同溝よりも深い位置に埋設する必要があるので先に雨水管渠を埋設しておかなくてはなりません。国交省の施工部分についてなんですけども、土質の問題がありまして国道2号の横断ができておりませんで、施工方法の検討などで遅延しているような状況です。これに伴いまして、大竹市の雨水管渠の流末が接続できないため、大竹市の工事についても電線共同溝の工事に影響が出ないように部分的に工事着手することとしたんですけども、施工箇所の選定とかもありまして、当初計画よりもちょっと遅延しているような状況です。国道2号の管渠の横断も含めて工事完了時期については現時点ではちょっと未定となっております。

以上です。

○日域委員長 係長。

○讚井上下水道局工務課主幹兼下水道係長 続きまして、耐水化についてでございます。

この耐水化なんですけれども、これはいわゆる洪水・津波・高潮ハザードマップなどから被災時の揚水機能の最低限の確保のための計画という形でやっております。現状、昨年度の事業の結果なんですけれども、大竹市の中では5カ所の施設がこの耐水化の計画で更新というか、工事していかないといけないということが分かっております。この5カ所なんですけれども、現状は小島雨水排水ポンプ場、小島汚水中継ポンプ場の分流、小島汚水中継ポンプ場の合流、それから、小方ポンプ場、あと、玖波の第2汚水中継ポンプ場が対象になっております。各浸水深さを考えていろいろ工事の内容は別々ございますけれども、いわゆる建物自体の浸水対策をしたり内部侵入水の経路の遮断、それから、屋外の設備、この侵入水の対策、それから、設備の高所移設、設備の防水化などで対応していかなくてはなりません。一応現状はなかなか職員も少ない中でやっていくのにある程度、10年ぐらいの目安で耐水化していけたら。簡単にできるものもございますので、施設の改築更新にあわせて対応する施設とかもありますので、できるところからやっっていこうというところの計画でございます。

以上です。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。

まず、港町ポンプ場のほうなんですけども、国の工事の関係で止まるとというような、進んでないというような感じなんですけども、大竹市がやるべきところほどの程度終わるとるんですか。あと、接続したりしないといけんところがあると思うんですけども、大竹市ができる範囲、大竹市の計画している範囲でほぼ終わっているのか、まだちょっとあるよというのか、その辺どのぐらいまでいっているのかというのをちょっと教えていただければ、概略で結構です。それと、耐水化のほうなんですけども、5カ所あるということな

なんですけども、おっきいところばかりですかね。緊急性のあるようなところはあったんでしょうか。それとも10年かけてぼちぼちやればいいんだよというような感じなのか。緊急性があったかどうかをお願いいたします。

○日域委員長 課長補佐。

○岬上下水道局工務課課長補佐 小方排水区管渠整備工事の進捗の状況、現在の進捗の状況なんですけども、これが全体延長が約440メートルありまして、そのうち8月末現在においては約90メートル、約20%程度が今完了しております。今年度末においては約200メートル程度までは施工しようと思っておりますので、それが完成すれば45%程度の進捗になります。整備工事の状況はこういった状況です。

以上です。

○日域委員長 係長。

○讚井上下水道局工務課主幹兼下水道係長 先ほどの耐水化なんですけども、この緊急性というところがちょっと難しいお話になりますが、計画自体は短期、中期、などやはりよく定めていくところではございますけれども、浸水水位が深いところ浅いところっていうのはございます。大きな災害が起こった場合に高潮津波とかで浸水する場合に、約3メートル近く浸水するであろうという施設もあれば、ちょっとしか浸水しないところもございますし、内部浸水からそれを防除するような施設もございます。緊急性と申しますか、重要度で申しますと、もう当然処理場とかポンプ場とかっていう流れにはなってくると思うんですけども、特に今の中継ポンプ場などが浸水した場合には、浸水深がちょっと深いというのがございますし、小島雨水排水ポンプ場もそれなりに浸水する位置でございますので、重要施設という意味であれば結局全てなんですけれども、早い段階でできるものからやっていきたい。ただ、先ほど言った小島の関係は浸水深も深く、工事内容も結構サッシとか扉とかも全部潰したりとかいろいろやっていかなくちゃいけないので、予算とかいろいろでき次第、改築更新もなかなかうまくいってない状況の中で、早い段階でできればやりたいという状況でございまして、順位というのには特には決めてるわけではございませんが、なるべく早い段階でできるところからやっていきたいという状況でございます。

○北地委員 ありがとうございます。

○日域委員長 議事の途中ですが、暫時休憩したいと思います。

再開は13時です。よろしく申し上げます。

11時59分 休憩

13時00分 再開

○日域委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑の通告をされた方が2名残っておられます。

細川委員。

○細川委員 それでは、たくさん通告させていただきましたので、御答弁よろしくお願いたします。

まず、水道事業会計のほうで2つ。今さらの質疑ですが、決算書の10ページ、こちらの貸借対照表の中に、1、固定資産（3）投資その他の資産の中に、長期貸付金6億3,000

万円ほどございます。これはどちらのほうに貸し付けてるのか教えてください。

2つ目です。そのすぐ下に投資有価証券3億円。これ去年の決算のときにも教えていただきましたが、社債を買っておられるということでしたが、1年たってどういう状況か、また、その社債、何年ものなのか、元金は保証されるのかどうか、教えてください。

次に、工業用水道事業会計です。46ページにこのたびの剰余金処分計算書、工業用水事業では初めての議案だとは思いますが。剰余金が出た、処分しなければいけないのが出たというのはこれは歓迎すべきことだとは思いますが、これの振り分けですが、処分額、全て減債積立金に行っておりまして、建設改良積立金がゼロになっております。これは水道事業と下水道事業のほうとはちょっと振り分け方の考え方が違うようにも思いますが、こちら辺の考え方を教えてください。

次に、先ほどの水道事業のほうの長期貸付金と関連があるとは思いますが、49ページの貸借対照表の負債の部のほうに、3、固定負債(2)他会計借入金ですか、約6億円ございます。これはどっから借りてるのか、若干ですが返済するようになっているようですが、今後どのようにっていくのかの、今後の動きを教えてください。

最後に、公共下水道事業会計です。76ページと77ページのほうのこの決算報告書の表の下から2番目、水洗化貸付金、予算で60万円ほど取っておられますが、ずっと77ページの右のほうに行くと決算額はゼロのようでございます。これ1つ上の表に行きますと水洗化貸付金回収金というのもあって、これも同様に予算は取っておりますが、決算額はゼロ。こちら辺どういう状況になっているのかを教えてください。

以上お願いいたします。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 それでは、まず、水道事業会計の長期貸付金のほうから御説明をいたします。

長期貸付金の貸付先はどこかという御質問で、貸付先は工業用水道事業会計に貸し付けております。工業用水道事業会計は、上水道事業会計から、平成17年度から平成19年度にかけて6億6,000万円の借り入れを行っております。年間この工業用水道事業会計では5億円から6億円の運転資金で運営をしております関係上、借入金の多くを一度に返済してしまいますと、工業用水道事業会計が資金ショートを起こしてしまうという可能性もございますので、令和2年度に策定をいたしました大竹市の工業用水道事業経営戦略におきまして、中長期的な経営の見通しが立ったということから、計画的に返済を行っていくというふうにしております。

借入金の返済につきましては、工業用水道事業会計の経営状況を見ながら、令和3年度から25年かけて毎年2,640万円ずつの元金の返済かつ金利は0.4%ということで、返済のほうを計画をしております。

それと、同じく水道事業会計の投資有価証券のことでございます。

貸借対照表の固定資産の投資有価証券3億円というのは、御指摘のように社債でございます。水道事業会計では、現金資産を有効活用いたしまして少しでも収入を増やそうというふうに考えておりまして、令和2年度から令和3年度にかけて社債を購入をしてお



ります。現在、購入しておりますのは、株式会社三菱ケミカルホールディングス、それと東京電力パワーグリッド株式会社、トヨタ自動車株式会社、この3社のほうを購入をしております。購入金額のほうはそれぞれ1億円、償還期間のほうは5年間ということで購入をしております。

当初購入額の限度額は3億円というふうにちょっと決めておりまして、当面は追加で購入するというふうには考えておりませんが、将来的な資金計画を見ながら、資産の有効活用ができるようであれば今後についても検討していきたいというふうに考えております。

それと、社債の元本、保証されているのかということでございます。社債のほうは株式とは異なりまして、当該企業が倒産をしない限りは償還期限が到来しましたときに必ず額面のほうは返金されるというふうになっております。ただ、期間中に手放そうとしたときは、その時点の評価で手放すこととなりますので、当面は期間、5年間ほど持っていれば額面で返ってくるというふうな仕組みになっております。

工業用水道事業会計の剰余金の振り分けにつきまして、他の会計と違うではないかという御指摘でございます。

工業用水道事業会計では、今まで繰越欠損金がございましたけれども、その時点では当年度の純利益をもって欠損金を埋めるということから、未処分利益剰余金というのは今までは発生をしております。ですから積立てというのは今までしていなかったということになるわけなんですけれども、この令和3年度決算におきましては、当年度純利益というのが繰越欠損金を上回しまして、3,283万6,082円の未処分利益剰余金が発生をしております。剰余金処分計算書のとおり、全額を減債積立金に積み立てるといってしております。工業用水道事業会計で他の2会計と異なる部分といいますのは、当該純利益は発生しておりますけれども、依然として旧第2期工業用水の企業債の償還金というのが多額でございまして、安定した経営を行っていく上では留保資金が十分であるとはいえない状況でございますので、当面の間は未処分利益剰余金は減債積立金に積み立てまして、企業債の償還に充てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○日域委員長 係長。

○岡本上下水道局業務課課長補佐兼営業係長 業務課営業係長の岡本です。

水洗化貸付金についてちょっとお答えいたします。

水洗化貸付金につきましては、大竹市水洗便所改造資金貸付条例によって、公共下水道、農業集落排水処理区域、漁業集落排水処理区域内において水洗便所に改造する際に、30万円を限度に貸付けを行うものです。令和3年度におきましては申し込みの実績がなく、また、過去の回収金においても現在行っている案件はありません。水洗化率につきましては令和3年度で99.65%、こちらは決算書の94ページにも掲載しておりますが、ほぼ大竹市内では水洗化が進んでいると思われまいます。制度運用におきましては、ホームページ等でも掲載を行っておりますが、今後、広報等にも掲載を行うことにより周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。

工水に貸し付けていた6億6,000万円が25年間かけて返済いただけるような経営状況になったと、工水のほうが。その分水道会計のほうにゆとりが出てくるのかなと思いますのでよかったなと思います。

投資有価証券についてですが、当面は追加を考えていないといった御答弁でしたが、私もこの元金、よく投資っていうとちょっと元金が保証されないのかなというリスクがあるのかと思っていましたら、元金についてはちゃんと返ってくるということですので、この水道事業会計ですが、他会計と違うところは、企業債はほかよりは少ない。先ほど工水が非常に大きいという御紹介いただきましたが、上水は企業債少なかつたりとか、あと、現金もかなり持っていて財政運営、他会計よりは多少はゆとりがあるように見えるんです。そしたら計画的に追加投資をしていくっていうんですか、毎年1億円ずつ、10億円ぐらいまでは投資するとかそういう計画を持ってもいいんじゃないかと。そしたら毎年1億円が満期になりますので、一気に3億入れるよりは積立形式のほうがリスクも分散されるし、優良企業の社債を買われるという方法もあると思いますが、もしお考えがあったらお答えください。

工水の剰余金についての考え方は分かりました。

水洗化ですが、99.6%が水洗化しているっていうことはあと0.4%しか残ってない。もうほとんどどこかかっていうのは把握できてるように思うんです。でも使っていただけないということは、これ僅かな予算ではありますが必要なくなっているという判断をどっかでしなきゃいけないのか、それとももう広く周知するというよりは個別に御案内をするとか、そういうやり方も考えられると思うんですけどそこら辺いかがでしょうか。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 社債につきまして、一気に購入するよりは毎年少しずつ購入したほうがいいのかというふうな御質問かと思えます。

確かに今時点、10億円ぐらいの現金といいますか、あるということになるんですけども、どの程度の現金があれば必要、現金がどの程度あればいいかという基準というのは特にございませんで、突発的な出金需要が生じたときにはやはり現金で対応する必要があるということになるかと思えますので、一定の現金を持っておくということも必要だろうというふうには考えております。確かに1年ずつ分散させて購入するというのも資金需要に対するリスクの軽減であるというふうには思いますけども、御指摘の意見を参考にいたしまして、いろいろな手法については検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○日域委員長 係長。

○岡本業務課課長補佐兼営業係長 水洗貸付金についてですが、こちらちょっと条例のほうで定めがありますんで、予算上ちょっとゼロにするのは難しいかなという点もありますので、あと、おっしゃられるとおり、水洗化されてない区域についてちょっとある程度絞れ

ますので、そこをちょっと集中的に周知していければなどは思っております。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。

水洗化についてはぜひお金を使っただけのように言うのも変ですけど、水洗化していただけるように、支援を丁寧にいただければと思います。

投資有価証券についてですけども、このたび午前中の審査で、委員会としては水道料金の改定を議決いたしました。今後の経営に向けて計画を持って、しっかりと料金を値上げさせていただいた分も考えながら、運営のほうもうまくいくようにやっていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

議長。

○賀屋委員 それでは、私のほうも通告書をお出ししておりますので、それに沿って確認していきたいと思います。

議案第44号の公共下水の決算でございますけども、決算書の97ページの、先ほど同僚議員のほうからも質問がありました、大竹第一排水区内浸水想定区域図等作成業務でございますけども、これはいわゆるハザードマップもできたということで安心をしておるわけでございますけども、その公表がいつ頃なるかというのは今調整中ということで、そのことについては分かりました。お聞きしたいのはその浸水想定をした時間降雨量、何ミリメートルが降ったときにどこまで浸水するんだという、100ミリメートル降ったときの浸水する深さの想定なのか、30ミリメートルなのか50ミリメートルなのか、それによって当然違いますよね。その想定する計画降雨量は何ミリメートルで想定しているのかというところをまずお伺いをしたいのと、当然そのときに、現状でいわゆる雨水排水施設がポンプ場あるいは排水路ありますけども、それは全て機能したということの前提で現状の浸水区域の状況を示しているのか、その辺りが、将来の計画で整備された前提での浸水区域なのか、それとも現状の浸水区域をハザードマップとして示すべきだろうと思うんですけども、その辺りについてお伺いをしたいと思います。

それと、このハザードマップの成果の図面の活用ですけども、これは当然その浸水区域に当たる地域の土地の活用、土地取り引きの不動産情報の中に反映されていくと思うんですが、その辺りで将来的にここは浸水地域ということで、解消されないということになれば、その土地のいわゆる固定資産税の評価にも影響があるのかどうなのか、その辺りをちょっと確認したいと思うんですが。ハザードマップについては以上です。

次に、同じ97ページの小方・港町地区不明水調査業務、これも完成をしとるということでございますけども、調査の結果はどうであったのか、それを今後どういうふうに生かすのか、当然この小方・港町というのは下水でいえば分流区域でございますから、その分流区域の中で不明水が、雨が降ったら污水管があふれるという、玖波のほうからずっと污水幹線が立戸を通過して小島の中継ポンプ場に行ってるわけですけども、立戸の渡辺医院の裏

辺りでいつも汚水のマンホールから吹くわけです、大雨が降ったら。それは污水管ですから、本来雨が降って、雨水の流入はないはずなんで、雨が降ろうが降るまいが污水が一定の量しか流れない。なのに雨が降ったら汚水のマンホールから吹き上がる。これは雨が入っているということで調査をしていただいたんだと思うんですけども、結果を得てそれをどういうふうに今から対応する、生かすかというのをされる予定があるかどうか、その辺りについて伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 浸水想定区域図ですけども、これは内水による浸水情報と避難に関する情報を住民に分かりやすく示したものでございまして、内水ハザードマップとして公表する図面というのは下水道の雨水排水計画の7年確率降雨強度49.7ミリメートルと、既往最大降雨、これは平成26年に発生してましてですけども、そのときの時間降雨68ミリメートルで浸水シミュレーションして作成しております。その図面を作成するに当たって将来計画を見込んだものかということなんですけれども、これはあくまでも現況を踏まえた図面の浸水想定です。あと、活用方法なんですけども、内水による浸水リスクを住民に周知、認識してもらうということで、自分の住んでいる場所がどの程度の雨でどれぐらい浸水するおそれがあるのかということ、このハザードマップで把握してもらうことによって市民の皆さんに平常時からの防災意識の向上と、自発的な避難の心構えを持ってもらうということを目的としております。

不動産評価に影響はあるのかということなんですけども、このハザードマップによって土地に制限を加えるということじゃありませんので、不動産の評価に影響があるということではないというふうに思っています。

ハザードマップについては以上です。

○日域委員長 係長。

○讚井上下水道局工務課主幹兼下水道係長 下水道係長の讚井です。

次に、不明水に関する部分でございます。

このたび、昨年度行いました小方地区は、この辺りの不明水調査をカメラとか、流量計をつけて、計測いたしました。浸水の中身なんですけども、いわゆる直接侵入水っていうものと常時侵入水という形でこのたびのものは調査を行ってんですけども、いわゆる雨が降ったときに入ってくるであろう侵入水、それから、地下水などそういうものによった侵入水、2点で確認をしております。期間中に大きな雨が降ってないところもちょっとあるのかもしれませんが、結論から申しますと、直接侵入水といういわゆる雨が降って水位が上がってくるものに関してなんですけど、これは大きな影響が見られなかったというのが結論でございます。物すごい雨が降ったら違うのかもしれないんですけども、今回の調査ではそれがあんまり出ておりません。当面急務で何かしなくてはいけないというところの状況ではございませんでした。

次に、常時侵入水という形で地下水、これはもう市内どこにも、大竹市の場合、地下水位が高いですのでいろんな影響があるとは思うんですけども、この小方小学校付近に地

下水の侵入水が見られたという結論が出ております。ただ、これもその前の年、令和2年度にストックマネジメントによる環境調査とかを行ってるんですけども、一部悪いところもあったんですけども、大きな老朽化とか破損というのが見られてない管渠のラインでございまして、当面、何か早急な対応が必要であるというようなレベルになってない管渠なんですけど、そこからの地下水侵入水っていうのはちょっと見られた、多少なりとも見られて、これはちょっと今のところ観察レベルであるというふうに考えております。昨年度の業務の結果は以上です。

今後の対策という部分なんですけれども、今の小方・港町地区での調査をした部分に関しましては、玖波から来るものは圧送管によるものの影響が大きいので、実際に侵入水の量というのはなかなか把握できにくいという状況で、計画値とそんなにずれた数値ではなかったという状況です。ですので、やはりすごく大きな雨が降った場合であればやはり影響があるのかもしれないんですけども、調査上であればちょっと当面こちらから上のほうで何かをするというところがはっきり明確に分かっておりません。また、誤接続調査っていうのも2年前ぐらいに行ってるんですけども、やはり個別に何か所か悪いっていうのが1つ2つ分かっているのがありますので、そういうものに関してはちょっと直していこうというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 議長。

○賀屋委員 最初のハザードマップの時間降雨量ですが、7年確率降雨強度の49.7ミリメートルと既往最大降雨の68ミリメートルという2種類のハザードマップがあるということ考えていいんですか。色分けがしてあるとか、2種類あると。当然その浸水深さはそれによって違うと思うので、それはエリアも68ミリメートルのほうは広がっているということですよ。そういうふうな捉え方でいいでしょうか。それと、不動産評価には影響はないということでお答えいただいたんですけども、これは実際不動産業者のほうから問い合わせがあったときに、まだハザードマップが公表されていない状況でしょうけども、取り引きの話があるところに、ここは実は30センチメートル水没する宅地なんですよということが後から分かって、それで買い手の方が、そんなん分かつとるんやったら地上げするんじゃないかとか、ここをかうんじゃなかったとか、そういうことでのトラブルが起きるんじゃないかと思うんですが。ということはやはり幾らか現状で売買する場合だったら、そういういわゆる浸水する地域の土地というのは若干安く売買をされるんじゃないかと思うんですが、そうすると安く売買するということは、その評価というのは少し下げるべきではないかというふうに思うんですけども、その辺りは影響ないというのがちょっと理解に苦しむんですけども。ここに市民税務課固定資産税係の方がおられればちょっと考えをお聞きしたいんですが。

それと、先ほどの不明水の話ですけども、確かに小方・港町辺りは調査をした結果、雨水時の大きな浸水はない。地下水はいわゆる浸水している状況が見受けられるということで、それは地下水の部分は、常時地下水位が高いときであれば汚水が流れてない時間帯で確認をすればきれいな水は流れているので、そこについては管路を絞って調査をし、そこ

の修理もできるかと思うんですけども、問題は先ほど申しました、立戸の渡辺医院の裏辺りの汚水幹線のマンホール、あそこ以前私もあの大雨のときに汚水マンホールなのに水が吹き上がってるところの動画を撮って担当課のほうにお見せをしたことあると思うんですが、そういう状況が改善されないということは非常に、いつまでも、市民から見ますと、雨が降ったらもう汚水管から水が吹くもんだと。雨水管なら分かるんです。それ汚水管ですから。きれいな水じゃないんです。希釈はされてるでしょうけども汚水ですから。トイレの水があふれてるんですから。それが改善されないということはどうなんだろう。その辺りぜひとも、原因があつて結果が出とるので、その原因をしっかりと調べていただいて対処していただきたいというふうに思って、以前からこの不明水の問題について取り上げさせてもらってお願いをしているんですけども、要するに玖波の汚水幹線、ポンプ場が、汚水第1ポンプ、第2ポンプ、それと今度小方のポンプ場あるわけで、それぞれポンプで圧送してますから、通常時、雨が降らないときの汚水の送水量、ポンプの運転量、何時間運転したか、あるいはポンプのアワーメーター、そういうもの、あるいは一番いいのは送水管に流量計をつけるのが一番分かりやすいと思うんですけども、その辺が難しいようであれば、ポンプのいわゆる電気の使用量、それから何ワットのモーターで何時間運転したらどれぐらいの出力があるんだということでのいわゆる送水量を算定をして、雨が降るときと通常の降ってないときと比較をすれば、雨が降るときにどこのポンプ場からの送水が著しく多いと、そうすればそこへ入ってくる系統のどっかから雨水が入るとという順序立てた調査ができるはずなんですけども、その辺りをしっかりと原因を突き止めていただいて、その対応、対策の工事をしていただかないと、雨が降るたびにこの、本来雨水は川に流れて海へ出るわけですけども、この分流区域ですかね、合流区域なら汚水管、合流管に入って小島のポンプ場に行き、また、処理場で処理をされてもそれはいいんですけども、分流区域というのは雨水は川に流れて海へ出る。つまり雨水の処理はしない。その処理をしない水までも、処理場まで持って行って処理をする、その電気代、あるいは処理費用、そこら辺が全部その不明水があるがためにその負担をこの公共下水道事業会計の中でしているということですよ。そこをやはり、僅かな労力費というか、それしきかも分かりませんが、全体でいうとその不明水の量というのはかなりあると思うんで、その辺りをしっかりと把握をしていただいて対処をしてもらうべきでないかなというふうに思います。そういう意味で不明水の対策をお願いしてきたわけですけども、再度、玖波の第1汚水ポンプ場と第2汚水ポンプ場の送水量、雨天時と晴天時の送水量というのは、調査をした経緯がありますか。そこだけお聞かせください。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 今回のハザードマップが不動産、固定資産税のほうに影響があるかということなんですけれども、固定資産の評価は路線価からそれぞれ街路の状況であるとか土地の状況であるとかそういった部分から出していきますんで、この土地が、例えば土砂災害警戒区域だとか明確にそういう状況がない限りは、基本的には直接的に影響があるものではないというふうには考えております。ただ、間接的にそのまちの状況であるとかで評価をしていく中で、全体的に低くなる可能性というのも否定はしませんけれども、このハ

ザードマップをもって直ちにその評価に影響があるということはないと思います。不動産の評価とはまた違うと思いますので、不動産は市場のほうでしとるので、それはそれで市場の中でのそういう間接的な影響というのは否定はできないというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 係長。

○讚井上下水道局工務課主幹兼下水道係長 このたびの調査に関しまして、過去に多分玖波のポンプ場とかの調査をしたことはないのではないかなとは思いますが。過去のちょっと資料とかも実際昨年も少しずつ集めてマップをしていこうかなということは始めておりました、なかなかすみません、人もおらずうまくまとまっておりますが、不明水については昭和60年、元町地区をやったり、平成10年辺りにまた元町や白石とかをやるとかということで、過去すごくやってきてはおります。玖波に関してはちょっとデータがないと思われるのでそういうのを調査してないと思います。このたびの調査で港町のところの観測はしてるんですが、ポンプ場の今回の雨の場合でいいますと、先ほど言ったようにそこまで玖波から押されてくるポンプの量によって、例えば計画値とのずれっていうのがそんなには出ていないという結果でございます。ただ、明確に第1、第2ポンプのところに流量計をつけて計算をしてるというわけではございませんので、それがどのぐらいのものが出るのかちょっと分からないんですけども、やっぱり雨が長雨であるとか物すごく多く雨が降るとかのときにはやはり影響が出るのかもしれないですし、そういうときに流量計があれば確かに分かるのかもしれないんですが、管内での調査の今回の雨、昨年度の調査期間では、ちょっと分からなかったというのが現状です。すみませんがちょっと玖波第1、第2についてはそういう意味では過去に調査はしてないです。

○日域委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に通告を受けておりませんが、質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本3件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本3件を一括採決いたします。

議案第42号令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第43号令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、及び議案第44号令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての3件を、原案のとおり可決及び認定すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおりとすべきものと決しました。

続きまして、日程第7、議案第47号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において、補足説明があれば、お願いいたします。

上下水道局長。

○古賀上下水道局長 補足説明はございません。審議よろしくお願いいたします。

○日域委員長 ありがとうございます。

本件に関し、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。挙手をお願いします。

寺岡委員。

○寺岡委員 本会議場とか議会運営委員会とかで提案理由の説明をいただいたんですが、これだけ見たら額面が割的に結構アップしてるなという印象がありましたので、もう少し中身を詳しくお話していただきたいんですけど、何がどうなってこうなったのかというところをお願いします。

○日域委員長 係長。

○讚井上下水道局工務課主幹兼下水道係長 それでは、し尿の共同処理の関係での補正について、内容のほうちょっと御説明させていただきます。

以前、生活環境委員協議会のときに大まかな全体事業費であるとか絵とかをちょっと御提示させていただいたんですが、今、このし尿の共同処理の事業ですけれども、これも過去に説明はしてるんだと思うんですが、日本下水道事業団というところと協定を結んで契約しながら事業を進めております。令和3年から令和4年に関しまして、設計業務を行っております。昨年度予算時期に、予算を取ったときにはいわゆる概算金額での予算で計上しておりました。全体のスケジュールなんですが、令和8年度までという形で以前ちょっと御説明させていただいたんですが、令和3年から令和4年が設計業務、今年度から来年度いっぱいまでに土木建築工事を行い建物を造っていくという流れになります。そして、来年度から再来年度にかけて、施設の中のいわゆるし尿を前処理するための機能の機械設備とか電気設備をする予定でございます。令和7年から令和8年の間に残りの建物を解体して場内を整備していくという流れで令和8年度が最終年度になるんですけれども、このたびの補正においては、土木建築工事をこの10月をめどに協定を結んで契約していきたいというふうに思っておるんですけれども、概算金額上で計算したものの中で部分的に、やはり実施設計を行っていきますといろいろと金額のずれが出てきたという状況でございます。主な中身なんですけれども、いわゆる土木の工事、建築の工事、建築の機械設備とか電気設備の工事があるんですけれども、諸々少しずつ上がっていったり、一部配管とかについては安くなったりというところもあるんですが、大きなところで申しますと、いわゆる基礎関係のくい工事が、設計時点で思ってた本数よりも多くの本数を入れなくてはいけないということ。30メートル強のくいを入れていくんですけれども、もともと18本ぐらい入れるところが26本入れなくちゃいけなくなったり、それからPCくいなんですけれ



ども、そのくいの強度を上げるということもちょっと設計の中で分かってきましたので、その関係でこの中の大きな金額がちょっと上がってきているという状況でございます。その他附帯として、ちょっと金物の工事であるとかっていうところも諸々上がってきてはいるんですけど、上がってるものもあれば下がってるものもあつたりするんですけども、今回、8,800万円の補正の大部分は土木系の工事の、いわゆるくいの工事が大きく上がって、このたびの補正にちょっと上げさせていただきました。今年度から来年度に向けて、いわゆる建築的な土木建築の工事を出しますので、契約前に2カ年の継続費の次年度分をちょっと上げさせていただくという形で補正に上げております。

以上です。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 工事は進めなければなりませんので、金額が上がったのでやめるっていうわけにもいかないんですけど、この上がり方っていうのはくいの設計、ごめんなさい、設計するうちに分かってきたこともあるっていうことですが、想定はしておられたんですか。この程度上がるかもしれないっていうのは。それともこの金額出てきてからうわあびっくりしたみたいなそういう感じなのか、どうでしょう。

○日域委員長 係長。

○讚井上下水道局工務課主幹兼下水道係長 近年の情勢でございますといろいろ建設工事の価格とかが上がってきたり、製品がなかなか納入されない状況があつて、多少の増減という部分、上がる部分というのも見込んで、日本下水道事業団から出されておりますいわゆる資料を基に予算を組んだんですけども、多少想定していた形で組んでいたつもりが、それ以上のものが出てきて、上下水道局側からすれば想定外の金額が出てきたというのが正直な意見でございます。

以上です。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 当事者の上下水道局としては困ったなという思いをお持ちなんだろうが、想定外ということになるとこの継続費として上がってますので、令和5年度の下水道事業全体の予算立てにもちょっと影響してくるんじゃないかなという気もするんですが、全体で見たらそんな大きな額というわけでもないですが、これだけ見て大分おっきいなのというのが心配するところです。令和5年度に対してこの事業以外に何か影響が出そうかどうか、それを聞いて終わりたいと思います。

○日域委員長 上下水道局長。

○古賀上下水道局長 すみません、公共下水道事業会計の単年度の収支のことの御心配なんではないかなと思うんですけども、補助金と起債によって対応しておりますので、単年度の収支としてはこれといって大きく影響があるものではないのかなということ考えておるところでございます。上がるということで問題がないというのも変なんですけど、すみません。

○日域委員長 よろしいですか。

通告を受けた質疑は以上となりますが、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第46号令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において、補足説明があれば、お願いいたします。

部長。

○佐伯総務部長 補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○日域委員長 ありがとうございます。

本件については質疑の通告は出ておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議事の都合により暫時休憩します。

再開は14時5分とします。

なお、次の日程は、議会内の協議になりますので、執行部の方は退席いただいて構いません。

13時51分 休憩

14時05分 再開

○日域委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第9、先進地事例調査研究についてを議題といたします。

8月23日の生活環境委員政策研究会において、先進事例調査研究の視察候補地とテーマについて提出を依頼しておりました。とりまとめたものをサイドブックに掲載しております。

手続きとしまして、改めて委員会として正式に会期閉会中の先進地事例調査研究のため、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと思っておりますので、お諮りしたいと思います。決まれば、このお配りした皆さんから出てきた案なんですけども、なかなか厳しいことが書いてありますけども、これ今からまずは事務局のほうで説明をしてほしいんですが、この感触とございますか。

どうぞ。

○北議会事務局局長補佐兼議事係長 議会事務局の北です。

23日に依頼をしておりました視察先及びテーマについて、事務局のほうで取りまとめをしたものがお配りした資料になります。全部で7カ所視察の希望先がございまして、現在、こういったコロナ禍といったような状況もございまして、視察の受け入れを行っているかどうか確認をしたものがその結果として書いてあるところでございます。

結果のところにはバツが入っているものは基本的に現時点で受け入れが難しいということになっております。受け入れていただけそうところが3番の東京都三鷹市、テーマは民学産公の協働によるコミュニティ創生。ただ、こちらのほうはテーマがちょっと広範囲にわたるため担当課が絞り切れないので、もう少し具体的な、この担当課が絞れるような提案にしていただければ、また担当課と調整を行うということの返答をいただいております。次に、5番目の熊本市でございまして、こちらは11月9日の午前中は別の視察の予定があるため受け入れは不可、他の日であれば現時点では可能という返答でございました。最後に、7番目、宮崎県都城市でございまして、こちらのほうは、11月10日は別の団体からの視察の申し込みの予約があるということで、10日は受け入れ不可という回答をいただいております。

以上です。

○日域委員長 ありがとうございます。

どうしたらいいか、皆さんのお考えを伺いたいと思っております。

どうしたらいいかというか、方向といいますか、方面からいえば東京と九州に分かれますけども、九州2カ所あって、これ上手に組み合わせをすれば行けないこともないかなという気もしますけど。

副委員長。

○和田委員 今、関東、九州と分かれとるんですが、今のこの見ますと、熊本と宮崎が日程的に調整したら行ける思うんです。今ちょっと見たら、宮崎県の都城の10日は先約があるため行かれない、駄目ですということで、この9日に行って、ほいで熊本を、10日に行っ

たら日程的にできんことはないだろうと思うけどどうでしょう。

○日域委員長 まあそういう意見、見方もできますけども。

寺岡委員。

○寺岡委員 九州方面の可能性があるというのは和田副委員長、賛成です。

これ、5番、7番、私のほうから提案させていただいたんですが、残骨灰の有価売却をしたらやばいでしょうからこれ有価物の売却で提出しました。

委員長、説明させてもらっていいですか。

○日域委員長 お願いします。これ残骨灰って。

○寺岡委員 リンクを貼っとったんだけど、ここにリンクがないけえ、どうしようか。

どこやったっけ。どれかいな。

[発言する者あり]

○寺岡委員 そうそうそう。基本的にはそれです。それで、新聞記事載しとったんですけど。

まあ約1億円の収入ができるみたいなんです。そして、熊本市ほど規模は大きくないんですがそういったものであるとか、もし焼却場とかでそういうので可能性が広がるのであれば、お金になるものを捨てるのもよろしくないなと思って、そういった意味で視野を広げに行くために熊本市を提案しました。もう1つは、都城市は1人からでも自宅を訪れて申請をサポートしておられる。その結果、この4月1日の時点で交付率が78%となっているという実績があります。マイナポイントの第2弾がスタートする前ですから何とも言いえないんですが、その手法についてはほかに取得者に5,000円分の金券をプレゼント、これ自分で既にやっておられましたので、こういう心構えという辺りを学びに行つて御苦労の話なども伺ってみたいなというところで提案させていただいています。和田副委員長は後押しもしてくださったんですけど、もしこれがかなうのであればプラスで九州南部の辺りの自治体も、二、三日いただければプラスで提案させていただければというふうにも思います。以上です。

○日域委員長 ありがとうございます。

どうぞ、北地委員。

○北地委員 まず、聞きたいのが日程のほうなんですが、8日から10日の金曜日となつておるんですが、木曜日が正しいんか、8日から11日の金曜日が正しいんか、まず1点。

○北議会事務局局長補佐兼議事係長 すみません、10日の木曜日です。

○北地委員 10日の木曜日が正解ですね。それと、あと、6番の平塚市、主に自治会の取り組みのためって書いて、自治体は難しいんかも分からんけど、この自治会のほうへ視察に行くというのは駄目なんですか。

○日域委員長 自治会へ視察に行く。アポを取らずに突然行くとか。

○北地委員 いやいや、それはまあ一応連絡は行政のほうからしてもろうて、特に活発に動いとるところに紹介いただいてそこと調整をするとか、そういうのは駄目なんですか。

○日域委員長 どうなんですかね。先進地事例はいいですけども。どうぞ。

○寺岡委員 過去の大竹市議会の事例でいえば、基地周辺対策特別委員会で海老名のほうに伺ったことがあります。厚木基地を見学させていただいたんですけど、そのときに行政と

かじゃなくて住民の皆さんからの声を聞きたいねということで、向こうのJ Cに連絡を取って、そして、J Cの皆さんに住民の皆さん集めていただいてお話を伺ったというそういった前例はあります。

[発言する者あり]

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 それでは、平塚市を提案した理由をお話しします。

2021年2月の時点でみんなのまちづくり事例集という冊子をまとめておられます。その事例について民間のグループの活動を表彰をしておられる。要はコロナ禍、2021年ですからコロナがもう始まって1年ぐらいたったときです。そんなときに、例えば町内会であるとか企業、NPO、社団法人、こういったところが、ちょっと今すぐ出てこないんですけど、市の公的機関もサポートしながらこういった冊子をまとめるほど住民の活動が広がっている。特筆すべきは、私が注目したのは、住民活動だけ見たら大竹市もかなりの活動量、住民の皆さんやっておられると思うんですが、コロナ禍においてこれだけの実績を残しておられるというところに着目をした次第です。委員長にちょっと資料をお渡しします。

○日域委員長 故障したおもちゃの修理とか面白いね。これはたくさん出てますよね。それぞれに中心人物がいて、誰かやってくれないとできないから。それをこう行政がサポートしてるっていう感じになるんでしょうね。

どうぞ。

○寺岡委員 最終ページにあります平塚市市民部協働推進課です、この冊子を発行したのが。平塚市みんなのまちづくり事例表彰というのもここが中心になるところと推察はします。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 すごく魅力的なんですけど、総務文教委員会と関わってきませんか。まちづくりがつかと。

○日域委員長 内容。

○細川委員 中身が。今の協働推進課とかいうのも、多分総務の関係になるかなというのがちょっと気になったんですけど。そこをうまくこう。

[発言する者あり]

○細川委員 だから、そのうまく理由づけをうまくつけとかなないと総務文教委員会のところに踏み込んじゃうんで、気をつけなきゃいけないかなと思いました。

○日域委員長 どうぞ。

○寺岡委員 すみません、熟読してもらったところ申し訳ないんですけど。

○日域委員長 面白いです。

○寺岡委員 自治振興課のほうのポイントかなと思います。大竹市が市民活動助成金を出しておられる。そこのフォローバックをどういうふうにするのかっていうふうにつながるんじゃないかなというふうに思います。ただ、関東方面がここと三鷹市、三鷹市はまだこれ見る感じちょっと不明瞭なんでまとめ直さないといけないなというところなので、九州のほうに行くか関東のほうで絞るか、その辺りが課題かなと思います、全体的に見て。

○日域委員長 どうでしょうか。意見ございませんか。

[発言する者あり]

○日域委員長 だから、自治振興だったらこの委員会でいいわけね。理屈はどうにかなりそうですかね。

細川委員。

○細川委員 理屈が立つんなら自治会活動とかもあれですよ、前回の議会報告会んときにいろいろ地域からも出てるし、いいテーマじゃないかなとは思いますが。

○日域委員長 ていうことはこの平塚市の件。

[発言する者あり]

○日域委員長 そうね。この残骨灰の話はどこかがやってる話ですか。

○寺岡委員 熊本市の残骨灰の有価物売却という新聞記事が2021年12月ぐらひにあります。

熊本日日新聞の記事で、市が運営する火葬場が出る残骨灰に含まれていた金や銀、プラチナなど有価物を売却する方針を明らかにしました。有価物の総重量は48.9キログラムで時価総額は1億4,000万円にもなるそうなんですというショートニュースを拾ってきました。

[発言する者あり]

○日域委員長 暫時休憩します。

14時24分 休憩

14時31分 再開

○日域委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

東西に分けて、東と西に、どっちかに決めたいと思うんですけども、東がいいと思われる方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○日域委員長 西がいいと思われる方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○日域委員長 西が多数と思います。

それでは、一応そういうことにさせていただきます。しかし、西とはいいいながら、さあどうするかって、これからです。

寺岡委員。

○寺岡委員 5番と7番については、事務局のほうが先方の事務局にアポというか伺いという聞き取りをされて、これでまた調整を少しずつしていただければというふうに思います。2日、3日でいいので、お時間いただいて、またこの中でほかの南九州の候補地、これをちょっと見学しときたいとか、これ政策、大竹市と似ているのではないかっていうところを見つけてまた出し合うっていうのでいかがでしょうか。多分5番と7番は既に向こうも期待しておられるんじゃないかと思うんですけども。

○日域委員長 そういう思いは大事ですよ。絶対期待しとるよね。

[発言する者あり]

○日域委員長 そりゃあまあ熊本、この委員会で大竹市に関係あるかないかはさておいて、見てみたいものがないわけじゃないですよ。

[発言する者あり]

○日域委員長 それもありかもしれない。

じゃあ一応、ここで決まるわけじゃないんで。ただ、5番、7番を中心にしてもうちちょっと具体的に、案をもっと詰めるとか相手とのアポをもうちょっと詰めて取ってもらうとかでということではよろしいですか。それ以上今決めようがないんで。

事務局、今勝手なこと言いましたけど、どうでしょうか。

どうぞ。

○北議会事務局局長補佐兼議事係長 9月になりまして、他市町でも多くが定例会を開かれてると思いますので、ちょっとなかなか連絡が付きにくい部分もあるかとは思いますが、希望地を挙げていただければ、また調整等は行いたいと思います。

ただ、先方の都合もありますので、必ずそこへ行けるというわけではございませんので、御注意をお願いします。

[発言する者あり]

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 今のような提案を、例えば11日の日曜日いっぱいまでに、要は12日の朝までに事務局にメールをお願いします。あとは正副委員長と事務局の協議で決めていくというふうにしていただけたら。

○日域委員長 分かりました。

さっきの益城町も熊本城の、あれ違うんだったかね、一緒かいね。同じ2回の地震ですからね。それも含めればそれなりにこう肉づきとか、こう形できるんかなと思います。

今のでいいですか。要するに、月曜の午前中とか朝までに思いがあったらメールで提案する。それを踏まえて事務局に考えてもらいながらあとは正副委員長で協議する。

どうぞ。

○寺岡委員 ここはずばっと、思いがあったらじゃなくて、1人1カ所絶対出すというのはどうでしょう。

○日域委員長 かなりのプレッシャーを与えられましたけど、じゃそういうことで、あの辺りで。必ずあると思うんです。だから、極端に言えばあまり視察が来ないようなまちでもいいわけです。人気のところに行けばいいわけじゃなくて、大歓迎してくれるところがあるかもしれないし、いろんな意味合いを持って、考えてください。

それでは、視察に行くという方向が決まりましたので、正式に閉会中の先進地事例調査研究のため、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと思います。

お諮りいたします。これについて、委員の皆様におかれまして、御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 異議なしということで、そのようにいたします。

つきましては、行き先の選定、行程の調整、派遣委員などの最終的な決定は正副委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

14時38分 閉会